

奈良県告示第六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十三年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 区域及び期間

- 1 区域 吉野郡吉野町及び下市町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課並びに吉野町役場及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 期間 平成二十三年五月二十日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域（以下「当該区域」という。）の松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する町長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する町長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決

定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるとときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。